免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

聴覚障害教育における カリキュラム・マネジメントの充実



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:宇野 宏之祐)

1



こんにちは。 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の宇野宏之祐です。

これから、「聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実」について説明します。

本講義のポイント

- 1. 学習指導要領等で重視されている「カリキュラム・マネジメント」の意味について確認する
- 2. 聴覚障害教育における「カリキュラム・マネジメント」 の重要性について理解する
- 3.「カリキュラム・マネジメント」の側面の一つである「教 科横断的な視点による教育課程の編成」の具体に ついて理解する

2



本講義のポイントは次の三つです。

一つ目は、学習指導要領等で重視された「カリキュラム・マネジメント」についてその定義を含めた意味について確認することです。

二つ目は、聴覚障害教育における「カリキュラム・マネジメント」の重要性について理解することです。

三つ目は、とりわけ特別支援学校(聴覚障害)における教科指導を行う上で大切になる「カリキュラム・マネジメント」の四つの側面の一つである「教科横断的な視点による教育課程の編成」について具体的な例とともに理解することです。

本講義の内容

- カリキュラム・マネジメントとは
 - 1. 小・中学校と共通する側面
 - 2. 特別支援学校独自の側面
 - 3. 特別支援学校における四つの側面
 - 4. 学校運営上の留意事項
- Ⅱ. 聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの重要性
 - 1. 聴覚障害による学習上の困難さ
 - 2. 学習上の困難さへの対応
 - 3. 主体的・対話的で深い学びの視点による改善
- Ⅲ. 指導内容の精選と教科横断的な視点による教育課程編成
 - 1. 各教科等の取扱い
 - 2. 各学年における総授業時数
 - 3. 小学部第6学年の週時程表(例)
 - 4. 指導内容の教科横断的な関連付け
 - 5. 各教科等間・各学年相互の関連(例)
- Ⅳ. まとめ

3



では、本講義の流れについてお話します。

本講義では、主に三つのことを学んでいきます。

まず、一つ目として、「カリキュラム・マネジメント」について概説します。

次に、二つ目として、聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの重要性について、聴覚障害による学習上の困難さについて例示し、その対応について触れながら説明します。

三つ目に、聴覚障害教育において「カリキュラム・マネジメント」を実現する際に、どのように指導内容を精選したり、教科横断的な視点を用いたりして、教育課程を編成すれば良いのかについて、具体的な例を示しながら説明します。

最後に、本講義のまとめを行います。

I. カリキュラム·マネジメントとは

4



それでは、聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組について理解するため、まず「カリキュラム・マネジメント」とは、どのようなことを指すのか等について、その定義を含めて確認します。

1. 小・中学校等と共通する側面

各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月 告示)

5



スライドに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を抜粋しました。

学習指導要領等では、「各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」を「カリキュラム・マネジメント」と定義付け、各学校において、カリキュラム・マネジメントを実現することが重視されました。「カリキュラム・マネジメント」は管理職のみが行うものではなく、学級担任や教科を担当する教員はもとより、学校内の教職員全員がそれぞれの立場で取り組みながら教育活動の質の向上や、学校の組織運営の改善・強化につなげていくことが大切になります。

本スライドに示した内容は、小学校及び中学校、高等学校、特別支援学校高等部についても共通する内容となります。

2. 特別支援学校独自の側面

その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月 告示)

6



特別支援学校においては、先ほどのスライド「1. 小・中学校等と共通する側面」で説明した内容に加え、独自の側面によりカリキュラム・マネジメントの実現を図っていく必要があります。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領については、先ほどのスライドに示した内容に加え、「個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること」が示されています。

このことは、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害による学習上の困難さは一人一人違っており、教育活動の改善・充実のためには、個に応じた評価・改善のプロセスが必要になるためです。

- 3. 特別支援学校における四つの側面
- (1)必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる
- (2)教育課程の実施状況を評価し改善を図る
- (3)必要な人的又は物的な体制を確保し改善を図る
- (4)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育 課程の評価と改善につなげる

7



ここまでの説明を踏まえ、特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントについて四つの側面から整理しました。

- 一つ目は、必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること。
 - 二つ目は、教育課程の実施状況を評価し改善を図ること。
 - 三つ目は、必要な人的又は物的な体制を確保し改善を図ること。

四つ目は、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげること。

これら四つの側面で整理できます。

後述しますが、カリキュラム・マネジメントにおけるこの四つの側面は、どれも重要なものですが、特別支援学校(聴覚障害)での教科学習においては、特に(1)に示した「必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる」ことに留意して指導することが重要となります。

- 3. 特別支援学校における四つの側面
- (1)必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる
 - ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等 を選択する。
 - ・各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画 を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容と の効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や 学期、月、週ごとの授業時数を適切に定める。

教科等間のつながりを意識して教育課程を編成

8



それでは、カリキュラム・マネジメントの四つの側面について、順に説明していきます。

まず、 一つ目の「必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる」ことについてです。

教育課程の編成に当たっては、教育課程に関する法令や各学校の教育 目標が定める教育の目的や目標の実現を目指し、指導のねらいを明確に し、教育の内容を選択して組織し、それに必要な授業時数を配当することが 必要になります。

そのためには、各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、児童生徒の生活時間と教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定める必要があります。

各教科等の指導計画を作成するに当たっては、当該教科における単元同士や学年・学部等の指導内容の関連を踏まえるとともに、教科等間のつながりや関連性などを意識しながら、指導内容を精選したり、配置したりして、授業時数を適切に定めることが必要になります。

- 3. 特別支援学校における四つの側面
- (2)教育課程の実施状況を評価し改善を図る
- 評価の資料を収集し検討する。
- ・整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。
- ・改善案をつくり、実施する。

各学校の創意工夫を生かしながら、 より一層適切な教育課程を編成

9



次に、二つ目の「教育課程の実施状況を評価し改善を図る」ことについてです。

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見いだし、改善方針を立案して実施していくことが必要になります。

具体的には、教育課程についての国の基準や、特別支援学校高等部教育課程編成基準といった設置者である教育委員会から示されている教育課程の編成に関わる規則などを研究し理解することや、在籍する児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階などに関わる客観的なデータを整理し教育課程の改善に役立てること、保護者や地域住民の意向をアンケートなどで把握することなどが考えられます。

各学校においては、こうした教育課程の実施状況の評価・改善を通じて、より一層適切な教育課程が編成されるよう創意工夫を加え、より一層適切な教育課程を編成していくことが必要です。

- 3. 特別支援学校における四つの側面
- (3)必要な人的又は物的な体制を確保し改善を図る
 - ・人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせる
 - ・学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて教育課程に関する研究を重ね、創意工 夫を加えて編成や改善を図る

社会に開かれた教育課程とも連動

10



次に、三つ目の「必要な人的又は物的な体制を確保し改善を図る」ことについてです。

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせていくことが重要です。

具体的には、教師の指導力や専門性、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境などについて把握し教育効果の高い教育課程を編成することや、学校の運営組織を生かしながら、それぞれの立場での研究や改善・工夫を教育課程に加えること、学校運営協議会制度等を推進することにより学校と地域の連携や協働を更に広げ、教育課程を介して学校と地域のつながりを一層促進しながら「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて取り組んでいくことなどが考えられます。

「社会に開かれた教育課程」について

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月 告示)

11



先ほどのスライドで示した「社会に開かれた教育課程」について補足説明 します。

「社会に開かれた教育課程」については、平成29年改訂の学習指導要領等の前文には、

「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」と示されています。

この「社会に開かれた教育課程」は、学習指導要領等に関わる議論の中で、教育課程を通じて、子供たちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力とは何かを明確にし、教科等を学ぶ本質的な意義を大切にしつつ、教科等横断的な視点を持って育成を目指していくこと、社会の繋がりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、現実の社会との関わりの中で子供たち一人一人の豊かな学びを実現していくことが課題になっていることが踏まえられて整理されたものです。

予測困難な社会における課題を乗り越え、子供たちの日々の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠となります。

そして、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要があります。

カリキュラム・マネジメントを実施するに当たっては、こうした「社会に開かれた教育課程」を意識して推進する必要があります。

- 3. 特別支援学校における四つの側面
- (4)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育 課程の評価と改善につなげる
 - ・個々の学習状況等の評価の結果を踏まえる
 - ・個別の指導計画で設定した指導目標を達成できていない場合には、
 - ①指導目標の妥当性について検討する
 - ②指導目標・指導内容・指導方法の一貫性の有無 について検討する

学習集団に対する年間指導計画と連動

12



次に、四つ目の「個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげる」ことについてです。

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒に対しては、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階や学習の状況等を踏まえ、個別の指導計画が作成されていますが、具体的には、個々の学習状況等を評価し、その結果を踏まえ、教育課程の改善に生かしていくことや、個別の指導計画で設定した指導目標の達成ができていなかった場合、設定した指導目標が高すぎたのではないかなど、その妥当性について検討したり、指導目標・指導内容・指導方法が一貫性をもって計画されているかなどについて検討したりすることなどが考えられます。

こうした幼児児童生徒個々について把握しながら、学習集団に対する年間 指導計画を改善するなど、個と集団の指導計画が連動するよう工夫することが必要です。

とりわけ、当該学年に準ずる教科学習による教育課程を用いた場合については、「準ずる教育」としての学習進度と児童生徒個々の理解や習熟度とについて、十分配慮し学習を進める必要があります。

4. 学校運営上の留意事項

各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月 告示)

13



スライドに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領から、カリキュラム・マネジメントに関わって、「学校運営上の留意事項」として示されている 箇所を引用しました。

カリキュラム・マネジメントは、各学校において、校長の方針の下に、校務 分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、学 校の特色を生かして行うものです。

ここで、「校長の方針の下に」と示されているのは、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項や、校長が定める校務分掌に基づき学校が運営されるためであり、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要であるためです。

こうした校長の方針に基づき、教職員が、幼児児童生徒の実態や地域の 実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方などについて、校内研修等を通じて研究を重ねていく ことも重要であり、こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなります。

また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う 様々な業務の効率化を伴って、より充実することができることから、「校長の 方針の下」に学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくことが重要に なります。

次に、各学校が行う学校評価に基づく教育課程の編成、実施、改善は、教育活動や学校運営の中核となることから、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施

することが重要になります。

14



次に、聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの重要性について説明します。

1. 聴覚障害による学習上の困難さ(例)

言語の獲得が困難となり、 教科等の学習をする際に 必要な言語概念を十分に 身に付けていない場合がある

15



聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの重要性について理解するため、まず、聴覚障害のある児童生徒の一般的に見られる学習上の困難さのうち、カリキュラム・マネジメントに関わる困難さについて例示します。

特別支援学校(聴覚障害)に在籍する児童生徒の実態として、聴覚障害があることにより、日本語の音声言語の獲得が遅れたり情報が不十分になったりすることから、例えば、日本語の獲得が困難となり、教科等の学習をする際に必要な言語概念を十分に身に付けていない場合があります。

1. 聴覚障害による学習上の困難さ(例)

具体物で表すことができない 抽象的な「学習言語」の習得、 とりわけ「読み書き(リテラシー)能力」 の習得が課題となる場合がある

16



特に、教科学習においては、具体物を用いて表すことができない抽象的な言葉が多く用いられていたり、学習を通して抽象語と一体的に概念形成を図る活動が行われたりします。

また、日本語の書き言葉で書かれた教科書を読んで内容を理解したり、思考を深めたりする力が求められますが、聴覚障害があることによって、時には、こうしたことが困難になることがあります。

教師は、担当する児童生徒が、読んだ教科書本文の内容を誤って理解していたり、本文に使用されている用語の意味が理解できず読み飛ばしてしまったりするような指導場面に、時には出会うことがあります。

1. 聴覚障害による学習上の困難さ(例)

小学部高学年ぐらいになると、 読み書きに関する発達の 個人差が大きくなったり、 学習上の困難さが多様になったりする

17



また、小学部以降の学習においては、学年が上がるにつれて読み書きのカの個人差が広がったり、多様な課題が現れたりするようになることから、教師は、一斉指導が困難と感じる場面にも出会うことがあります。

同じ学級に在籍する児童生徒であっても、一斉指導を行うためには、個別的な配慮を行うことはもとより、既習事項の振り返りを意図的に設定するよう展開を工夫したり、習熟度に応じた言葉掛けや発問を行ったりするなど、教師には様々な工夫を行うことが求められます。

特別支援学校(聴覚障害)において、カリキュラム・マネジメントを行う際には、こうした聴覚障害による学習上の困難さに十分留意する必要があります。

- 2. 学習上の困難さへの対応
 - ・児童生徒の言語概念や読み書きの力などに応じて、 指導内容を適切に精選し、 基礎的・基本的な事項に重点を置くなど 指導を工夫する

「分かること」に支えられた主体的な学習活動

18



こうした聴覚障害による学習上の困難さへの対応として学習指導要領には、「聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」において特に配慮する事項が6項目で示されています。

本スライドには、この6項目の中から、カリキュラム・マネジメントの四つの側面のうちの一つ「必要な教育の内容を教科等横断的な視点で組み立てる」ことや「個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげる」ことに深く関わると思われる項目を掲載しました。

平成29年改訂の学習指導要領等の改訂においては、児童生徒の「生きる力」を明確にした資質・能力の三つの柱により、各教科の目標及び内容が整理されました。このことを踏まえ、特別支援学校(聴覚障害)においても、資質・能力の三つの柱を踏まえ各教科等の指導を行うことが必要です。

ただし、児童生徒一人一人の学習上の困難さを踏まえ、それぞれの発達の段階における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るよう重点をおいた指導計画を作成するなどして効果的に指導することが必要になります。

各教科等の指導計画の作成に当たっては、児童生徒の個別の指導計画に基づき、一人一人の聴覚障害の状態等を的確に把握するとともに、学習上の課題を明らかにした上で、指導内容を適切に精選し、指導に生かすようにすることが必要になります。

その際には、児童生徒が「分かること」に支えられて、主体的に学習が進められるよう基礎的・基本的な事項に重点を置いたり、興味・関心のある事項を優先的に取り上げたりするなど、工夫して指導するよう努めることが大

切になります。

なお、この「指導内容の精選」とは、学習指導要領に示された各教科等の指導の 内容ではなく、各教科等の年間指導計画や単元指導計画などの指導内容を指しま す。教師は、各教科等の目標達成に向け、児童生徒の実態に応じて、扱う内容や 時間に軽重を付けながら、効果的に指導が行われると思われる指導計画を作成し 、評価に基づき計画の改善に努める必要があります。

- 3. 主体的・対話的で深い学びの視点による改善
 - 児童生徒が、各教科等の特質に応じた 見方・考え方を働かせながら、 知識を相互に関連付けてより深く理解したり、 情報を精査して考えを形成したり、 問題を見出して解決策を考えたり、 思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を 重視した学習の充実を図る

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、 既習事項を活用してより深く理解する学習過程を重視

19



平成29年改訂の学習指導要領等では、資質・能力の育成のため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要であることが示されました。

各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、児童生徒はより深く理解し、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点「見方・考え方」が鍛えられることになります。

とりわけ、聴覚障害のある児童生徒によっては、以前学習した内容の理解が不十分であったり、内容は覚えていても、日本語の書き言葉と十分に一致しておらず教科書を読んでも理解が難しかったりすることがあります。

こうした場合、前のスライドで説明した「指導内容の適切な精選」とともに、 既習事項を相互に関連付けて思考したり判断したり表現したりする場面を 意図的に設定し、学習内容の定着を図ったり、より深い理解へとつなげたり できるよう教育課程の改善・充実を図る必要があります。

20



次に、指導内容の精選と教科横断的な視点による教育課程の編成について具体例を交えながら説明します。

1. 各教科等の取扱い(学校教育法施行規則)

(1)小学部

特別支援学校小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、 生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別 の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活 動並びに自立活動によって編成するものとする。

(2)中学部

特別支援学校中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

21



まずは、特別支援学校小・中学部の教育課程の原則を確認しておきましょう。

特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程における各教科等については、小・中学校に準ずる教科等と自立活動によって編成することが学校教育法施行規則に規定されています。

また、小・中学校学習指導要領に示された各教科等における各学年の目標及び内容については、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱う必要があり、各教科等の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければなりません。

なお、この場合の「特に示す場合」は、特別支援学校小学部・中学部学習 指導要領第1章第8節に示す「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」 に規定されています。

2. 各学年における総授業時数の取扱い

- ・小学部又は中学部の各学年における各教科等の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずる。
- 各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定める。

小学校

小学校											
各教科	道徳	道徳		外国語 活動		総合的な 学習の時間		特別活動			
特別支援学校小学部(第4学年)の例											
各教科	道徳	外国語 活動		総合的な 学習の時間		特別活動		自立活動			
・ 小学校の各学年における総授業時数に準ずる											
22											

特別支援学校の小・中学部における各学年における各教科等の総授業 時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずることが、

なお、小・中学校における各教科等の時数並びに各学年における総授業時数は学校教育法施行規則に規定されていますが、特別支援学校の小・中学部における各教科の時数については、各教科等の目標及び内容を考慮し適切に定めることとされています。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に規定されています。

即ち、特別支援学校の小・中学部における各教科等のそれぞれの授業時数については、学校によって違いがあっても良いということです。

ただし、各特別支援学校においては、在籍する児童生徒や学校及び地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当することが必要です。

その際、授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導などの指導方法・指導体制や教材等の工夫改善を行うなど授業等の質的な改善を図ることにより各教科等の指導に必要な時間を実質的に確保する必要があります。

3. 小学部第6学年の週時程表(例)

登校時間 8:30		月	火	水	木	金		
	1	国語	国語	国語	国語	道徳 外国語		
	2	国語	社会	社会	社会	外国語		
	3	算数	算数	理科	算数	算数		
	4	理科	算数	理科	体育	学活		
	5	図工	家庭科	体育	総合的 な学習 の時間	体育		
下校時間 15:30	6	図工	家庭科体育	音楽	総合的 な学習 の時間			

23



スライドには、ある特別支援学校(聴覚障害)の小学部第6学年の週時程表を掲載しました。

この学校では、寄宿舎に入舎している児童が週末に帰宅することを配慮 し、金曜日の6校時に極力学習活動を設定しないように留意しています。

また、小学校の各教科の標準授業時数を踏まえつつ、在籍児童が苦手としている国語の学習時間を優先的に確保し、基礎的・基本的事項について 重点的に指導ができるよう留意しながら授業時間を配当しています。

平成29年改訂の学習指導要領の改訂により、小学校においては第5、第6学年で学習する外国語の標準授業時数が70時間に規定されました。平成20年告示の学習指導要領では、第5・第6学年が学習することになっている外国語活動の標準授業時数は35時間でしたので、小学校では週当たり2時間程度の授業時間を確保することになります。

前述したように、特別支援学校においては、小・中学校の学習指導要領を参考にしながら、授業時間を「適切に定める」こととされていますが、元々、この学校では、時間における自立活動の時間を週の時程に位置付けていましたので、学習指導要領全面実施に向け、金曜日の1校時に外国語を位置付ける週を設けるなどし、70時間の外国語の授業時数を確保することとしました。

社会 🛑 国語 🛑 理科

地球規模で発生 している課題の解 決に向けた国際 協力の必要性に 関わる単元 「日本が世界で果 たすべき役割」 文章と図表などを 結びつけながら必 要な情報を見付け たり論の進め方に ついて考える単元 「若者の今後の生 き方を題材にした 説明文」 生物と環境との 関わりを意識した 生活の工夫に関 わる単元 「持続可能な社会 の構築」

24



ある特別支援学校小学部では、第6学年の3学期に学習する各教科の指導内容について、教科横断的な視点により関連付け、児童に対する意図的な言葉掛けや掲示物などの活用により、より各教科の指導内容の理解が促されるよう留意して指導を行っています。

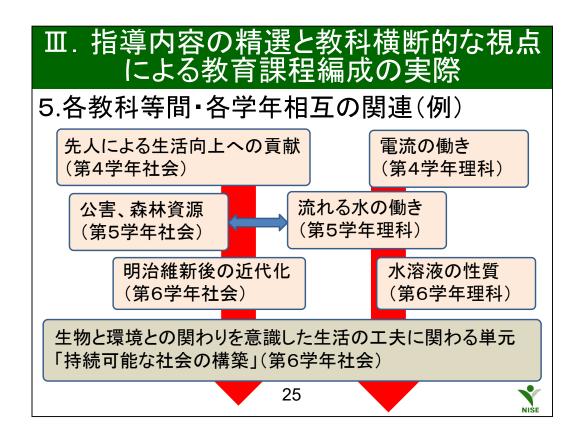
(本スライドで示した単元名は、小学校学習指導要領を参考にした架空の ものです)

教科が違っても、考える視点の類似点を意識させながら学習を進めたり、 学習場面でキーワードとして使用する言葉を共通にしたりするなどの配慮を 行い、教師が児童に対して意図的な働き掛けを行うことにより、限られた授 業時数の中であっても指導を効果的に行うことをねらい指導しています。

前述したように、聴覚障害のある児童にとって、「役割」や「持続」といった 抽象的な言葉などは、教科書を読んでも時には理解することが困難な場合 もあります。そのような場合、一つ一つの教科学習の中だけで新しい概念や 言葉を指導するのではなく、教科同士を関連付けたり、発問で使用する言 葉を精選したりすることにより、児童の学習への理解を深めることにつなが ります。

また、他の教科で学習した既習事項を意図的に児童に伝えることにより、「分かる」ことに支えられた授業の展開となり、児童の主体的な学びにもつながっています。

こうした教科間の関連付けについては、教科担任制を原則としている中学 部等においては、小学部以上に教師が意識し、情報を共有しながら指導を 行うことが重要になります。



また、各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすることが、カリキュラム・マネジメントの視点からも重要です。

例えば、小学部第6学年の社会科において学習する「持続可能な社会の構築」という単元の内容は、「明治維新後の近代化」という単元で学習した国内の産業の発展とともに公害が発生したことが深く関連します。また、第5学年で学習した「公害、森林資源」の単元の内容も深く関連します。さらには、公害というものを児童が理解するためには、理科で学習した「水溶液の性質」などの単元の内容が関連します。このように、一つの単元の内容は、前単元や他の教科の学習内容、前学年で学習した内容等と密接に関連しており、主体的・対話的で深い学びの過程の中で、相互の知識の関連付けを図りながら児童の思考を深めることが大切になります。

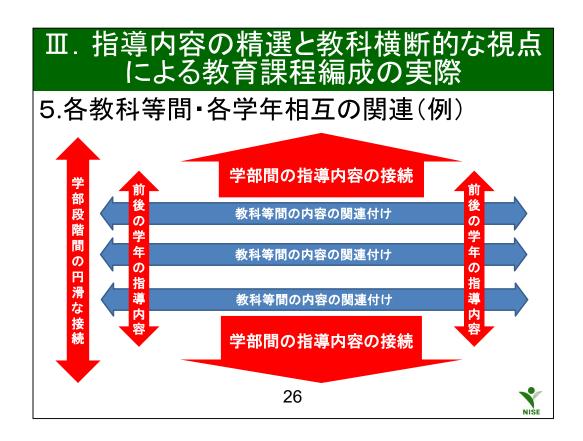
聴覚障害がある場合については、学習した内容について、文字カードや掲示物として保管しておき、関連する単元や教科の中で関連付けて指導することにより、基礎的・基本的事項を確認し、曖昧な理解をより確かなものにすることができます。

特別支援学校においては、幼稚部、小学部、中学部、高等部と、複数の学部が設置されていることが多いですが、学部段階間のより円滑な接続を目指した教員間の相互理解により、学年間だけではなく各学部での指導内容についても意図的に関連付けることができます。

とりわけ、特別支援学校においては、自立活動の時間における指導を行うため、教科等の指導時間の確保に悩むことがありますが、自立活動はもと

より、こうした教科等における教科等間、学年・学部相互の関連を意図的に図ることが、指導内容の精選を行う上で重要になります。

さらにこのことは、既習事項である知識・技能を活用しながら思考・判断・表現等を行い、深い学びにつなげることにも関連しており、「主体的・対話的で深い学び」による授業改善の視点としても重要になります。



先ほどのスライドでは、小学校段階、小学部段階の教科学習の内、中学年以降の理科と社会の単元を例に挙げましたが、こうした教科間や学年間の指導内容の関連や重なりは、多くの教科等間や学年間、更に言えば、前後の学部の複数の教科等の指導内容等にも関連付いています。

児童生徒の聴覚障害による学習上の困難さに対応しながら、学習内容の 定着を図り、確かな学力を身に付けさせていくためには、こうした教科横断 的・学年学部横断的な視点が重要となります。

例えば、単元の指導計画を立てる際に、こうした教科間や学年間、学部間の指導内容との関連性についても留意し、本単元で取り扱う指導内容を精査するとともに、効果的に学習を進めるために前単元や前学年の指導内容を意図的に指導計画に位置付けるなどして既習事項を想起させることも考えられます。又、一単位時間での指導だけでは十分扱えない指導内容を、後の単元や他の教科の指導内容と関連付けた複数の教科等の年間指導計画を立案するなどして、指導内容の定着を図ることも考えられます。

中学部や小学部の高学年の一部においては教科担任制により指導が行われていますので、教師は自らの担当する教科や学年だけではなく、教科や学年、学部全体を網羅的に捉えるよう意図的に努めることが大切になります。そして教科横断的な視点に留意した指導計画を作成するとともに、複数の教科担当者や学年を担当する教員間により、教育課程の改善・充実を図っていくことが大切です。

又、特別支援学校においては、特別支援学校の強みを生かし、各学部の 教員間による教育課程の改善・充実に向けた検討会を開催するなどしなが ら、学部段階間の円滑な接続に留意したカリキュラム・マネジメントの充実に努めることが重要です。



それでは、本講義のまとめです。これまで学んできたことを振り返ってみましょう。

本講義のまとめ

- 1 必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる
- 2 教育課程の実施状況を評価し改善を図る
- 3 必要な人的又は物的な体制を確保し改善を図る
- 4 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげる

28



それでは、本講義「聴覚障害教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実」についてまとめます。

まず、学習指導要領等においては、カリキュラム・マネジメントの実現が重視されましたが、特別支援学校(聴覚障害)においては、より一層このことに留意する必要があります。

まず、必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立て、指導内容を 意図的に関連付けたり、既習事項を想起させたりできるよう、教育課程を編 成することが重要です。

そして、編成した教育課程は、適切に評価し、評価に基づき改善を図りながら、より一層の教育課程の充実を図ることが重要です。

また、効果的に指導が行えるよう、必要な人的や物的な体制を確保するとともに、改善を図ることが重要です。

最後に、在籍する児童生徒一人一人に応じた教育課程となるよう、個別の 指導計画の実施状況を適切に把握し、それを踏まえて教育課程を改善して いくことが重要です。

引用·参考文献

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所:「特別支援教育の基礎・基本 2020」 令和2(2020)年.
- ・ 中央教育審議会:「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」 平成28(2016)年.
- 文部科学省:「小学校学習指導要領解説 社会編」 平成29(2017)年.
- 文部科学省:[小学校学習指導要領解説 総則編] 平成29(2017)年.
- 文部科学省:「小学校学習指導要領解説 理科編」 平成29(2017)年.
- ・ 文部科学省:「聴覚障害教育の手引」言語に関する指導の充実を目指して」令和2(2020)年.
- · 文部科学省:「特別支援学校幼稚部教育要領 小学部·中学部学習指導要領」平成29(2017)年.
- 文部科学省:「特別支援学校 高等部学習指導要領」 平成31(2019)年.
- · 文部科学省:「特別支援学校教育要領·学習指導要領解説 各教科等編(小学部·中学部)」 平成30(2018)年.
- · 文部科学省:「特別支援学校教育要領·学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部·小学部·中学部)」平成30(2018)年.
- · 文部科学省:「特別支援学校教育要領·学習指導要領解説 総則編(幼稚部·小学部·中学部)」 平成30(2018)年.

29



本日の講義の引用・参考文献を挙げましたので、どうぞ参照してください。

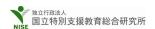
免許法認定講習通信教育講座 一聴覚障害教育領域 一 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

聴覚障害教育における カリキュラム・マネジメントの充実

終わり

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 (作成者:宇野 宏之祐)

30



以上で、「特別支援教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実」の講義を終わります。

責任監修:山本 晃

作成者: 宇野 宏之祐

読み上げ者: 宇野 宏之祐

